

日南市立日南東郷小中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

日南市立日南東郷小中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、市・国・県・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

目次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) ネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
 - (1) 組織的な指導体制
 - (2) 校内研修の充実
 - (3) 校務の効率化
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
 - (5) 地域や家庭との連携について
 - (6) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

資料1 東郷小中学校いじめ防止プログラム

資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

資料3 いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

資料4 教室や家庭でのサイン

資料5 いじめに関する措置

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行うもの（親権を行うものがないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等のための組織」を活用して行います。

- (3) 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指します。

- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけであっても、見えないところで発生している場合もあるため、背景にある調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い気持ちで相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となります。

- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。
- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・ 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながらも被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合があります。
- (2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しています。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保証する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要です。

(1) いじめの防止

- ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。
- イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを発達の段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要です。
- ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。
- エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。
- オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。
- イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。
- ウ 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要があります。
- エ いじめの早期発見のため、学校や市教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対処

- ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。
- イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解しておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

(4) 地域や家庭との連携

- ア 学校は、PTAや学校評議員、地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域や家庭と連携した対策を推進することが必要です。
- イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要です。

(5) 関係機関との連携

- ア いじめを行った児童生徒に対して、学校や市教育委員会の教育上の指導によっても十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要です。
- イ 教育相談の実施に当たっては、例えば、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や市教育委員会が関係機関による取組と連携することも重要です。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの問題に関する情報を迅速に把握し適格な指導や対策を講じるため、「ハートフル委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置します。尚、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、個別に特別な対策を必要とする場合には、関係職員を構成員とした「校内ケース会議」を開催し、対策を講じます。

【構成員】

- いじめ不登校対策委員会（ハートフル委員会）・・・・小中全職員
- 校内ケース会議・・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針及び年間指導計画作成・見直し
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童生徒への支援方針決定

2 いじめの未然防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

ア 児童生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童生徒主体の活動を年間を通じて設けます。

- 小学校・中学校合同での学校行事（入学式・秋季大運動会・卒業式等）の実施
- 特別活動等における話し合い活動の充実
- 縦割り清掃活動の実施
- 朝のボランティア活動の推進
- あいさつ運動の実施
- 小学校・中学校での合同の活動（みのりのもり集会）の実施

イ 教職員が主体となった活動

(イ) 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた「分かる」授業を展開
- 生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定、共感的人間関係）を意識した授業の改善
- 職員相互の授業研究会の実施（集中授業研究会、一人一授業）

(ロ) 日常的に児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定

(ハ) 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や学級活動の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(ニ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学校だより・学級通信等を活用したいじめ防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

- 学校独自のアンケートの実施
- 県下一斉のアンケートの実施

- エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間で共有します。
- 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに報告します。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事等がいじめを認知した場合は、「校内のケース会議」の委員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「校内のケース会議」を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、「校内ケース会議」の職員のほか、児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童生徒への聞き取り調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「校内ケース会議」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「校内ケース会議」で決定します。
- 「校内ケース会議」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が積極的に関わる。
- 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長はいじめであると認識した場合は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、改善が見られない場合は、いじめた児童生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 児童生徒の生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに関わる行為が止んでいること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。また、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していきます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア 「ネットいじめ」とは

文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどが「ネットいじめ」であり、犯罪行為に当たります。

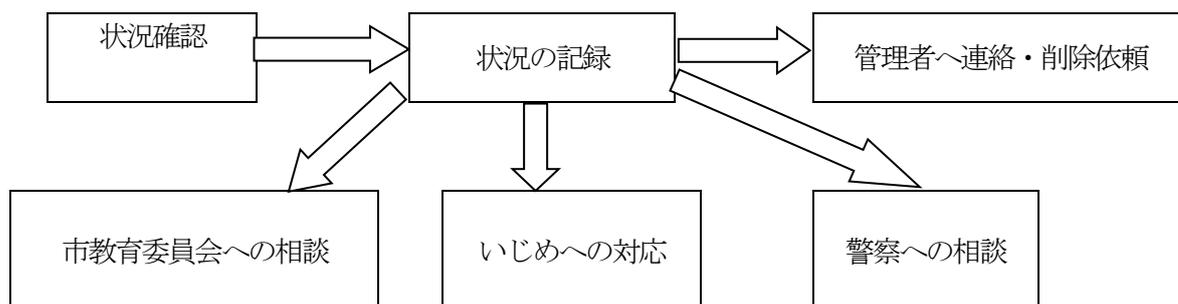
イ 「ネットいじめ」の予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科や特別活動、総合的な学習の時間、道徳の時間等において情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童生徒を対象としたネット社会についての講話等を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ 「ネットいじめ」のへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、「ネットいじめ」の把握に努めます。

- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※ 県教育委員会の目安箱サイト等を活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「校内ケース会議」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修等を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 市教育委員会との連携

- ・ 関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（日南市いじめ問題対策委員会）に協力します。

○ 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額な金品を奪い取られた場合など

○ 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上で、状況の改善が図られない場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。